来年４月より実施

障害者自立支援法の施行に向けて

いよいよ始まる自立支援法

たくさんの問題を抱えた自立支援法案でしたが、10 月 31 日の衆議院本会議において可決されたことにより、来年 4 月より医療費の見直し（自立支援医療費）が実施され、通院医療公費負担によって、現在５%の通院医療費が原則１０%（生活保護世帯は０～所得に応じて負担）に変わります。10 月からは市町村関係及び施設関係についての見直しが実施されます。施設関係については５年の経過措置の間に新規事業を選択し移行しなければならなくなりました。生活支援センターこころんにも先日２２７ページに及ぶ資料が送られて来ましたので、当然その方針を決めなければならないでしょう。研修会などで何度も自立支援法についての勉強会や説明会などがあるものの、具体的な中身についてはそれほど多くの情報が知らされてはいません。聞けば聞くほど不安が募るばかりです。

自立支援法のねらい

厚生労働省では「この法案の趣旨としては障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。」としています。

これからのあり方を考える

「こころん」の事業が始まって２年目を迎え、ようやく地域において精神障がい者の抱えているたくさんの課題が見えて来て、一人ひとりのニーズに合わせた支援を心がけ、利用者の回復に大きな役割をに担っていると思っています。これからは生活の場面での支援体制を整え、今抱えている課題に一つずつ取り組んで行こうと考えているところですが、新しい自立支援法ではこれまで障害種別ごとに分立した３３種類の既存施設・事業体系を、６つの日中活動に再編。それにケアホーム、グループホーム、福祉ホームなどの居住サービスの支援に分けられます。この中から私たちは何をするのか、決めなければなりません。

支援センターはどうなるのか

今まで支援センターが担ってきた相談支援事業は、市町村の必須事業として位置づけられて、これを県が指定した相談支援事業者に委託をすることができることとしています。また、支援を必要とする人に対して、様々な種類のサービスを組み合わせて、計画的に利用できるようにするための仕組み（ケアマネジメント）が導入されます。いずれにしてもこれまでのように市町村との関係は、単なる情報を共有するだけではなく、市町村の福祉の計画の中に精神障がい者のニーズを反映させ、積極的に関与していかなければならなくなるでしょう。

熊田

支援センターこころん利用状況

◇　利用登録者　７　３　名　（　♥男性４７名　♡女性２６名　）　１１月３０日現在）

◇　センター利用者

７月	８月	９月	１０月	１１月	計
５１３人	４７３人	８５６人	４９９人	５２１人	２，８６２人

◇　見学等来訪者

７月	８月	９月	１０月	１１月	計
１３８人	８１人	３２９人	１６６人	１２０人	８３４人

◇　相談件数

区　分	電　話	面　接	訪　問	同行・その他	計
７月	５２	５３	５	３	１１３
８月	２３	５６	１	２	８２
９月	３９	３１	１	０	７１
１０月	２６	４２	６	０	７４
１１月	４６	３４	４	１	８５

当事者勉強会

今年度は精神障がいを持つ当事者の勉強会を行いました。

第1回　病気と上手につき合っていくために

第１回目（７月７日）の当事者勉強会は、４２名が参加し「病気と上手に付き合っていくためには？」について、かかりつけ医、服薬、家族や地域とのかかわりなど日常生活の上手な過ごし方について、石下先生にお話を伺いました。参加者４２名、熱心に耳を傾けていまし。

第2回　一人一人が社会資源になる

第２回（８月２１日）は、横浜市に住む精神医療サバイバー・保健福祉コンシューマーとして当事者活動をしている、広田和子さんをお迎えし「一人ひとりが社会資源になる」というテーマで勉強会を行いました。当日は、生活支援センターこころん（泉崎村）・小規模なごみの家（白河市）・小規模作業所ウッドピアはなわ（塙町）・小規模作業所きららハウス（石川町）・その他関係者計４４名が参加しました。広田さんの体験に基づく話に熱心に耳を傾け、参加者は自分が今生活しにくい事柄について、生活しやすくしていくためには何をどうしていく？何が必要か？などみんなで話し合いまし

第3回　仲間同士何でも話そう

第３回（９月１４日）は、日頃思うこと・考えていること・悩んでいること・友人との信頼関係の築いていくにはどうしたら良いかなどについて、自由に話し合いました。大変活発な意見が出され、肩の荷がおりた人、みんな同じことで悩んでいたことを発見した人。また人の話を聞いて自分自身を理解する機会にもなりました。

キットワークこころん

福島民友　2005・9・13(火)

手打ちそばに舌鼓
泉崎の「こころん」で祭り

NPO法人こころネット（関元行理事長）は十一日、泉崎村の精神保健福祉施設「生活支援センターこころん」で、第二回こころん祭りを開らき、大勢の住民らでにぎわった。福島民友新聞社などの後援。

こころんのほか、同村日赤奉仕団や福祉ボランティアサークル、県南地方の小規模作業所などから大勢のスタッフが参加した。

会場には、クレープや野菜売などの出店が並び、境町のウッドピアはなわやきららハウス、白河市のなごみの家の三小規模作業所で製作された小物などの販売コーナーでは、同村の小林日出夫村長らが手打ちしたそばや手作り豚汁が来場者に振る舞われた。

こころんの活動に関する展示やスライドショー、同村の「コールいずみ」や白河市の「アプリーシンガーズ」の歌のステージもあり、来場者が楽しんだ。

手づくりの豚汁や手打ちそばが振る舞われた

バザーなどが行われた会場

福島民友　2005・9・10(土)

みんゆう随想

真船　義行

二十世紀は人類の可能性を開拓し、夢を実現してきた。先進国の仲間入りを果たした日本も、その恩恵を受けることができた。しかし、一方では、豊かになったはずが、貧しい「社会貧困」であることにも気づいた。二十一世紀は、二十世紀の後始末をしつつ、その中心を「繁栄」から「人間」「社会」「自然」へ向かうことが期待されている。日本は今、モノの豊かさの追求から、「生活」「共生」「循環」へと、舵をかえつつある。

私は現在、精神障がいを持つ人のための、生活支援センター「こころん」を運営しているNPOで役員として活動している。なんらかの精神疾患で医療を利用している人は全国で約二百五十八万人といわれているが、そのうちの多くが医療と並行して、福祉サービスを必要としている。

多くの先進国では、障がい者と、そうでない者とが、共に暮らす社会が当たり前であるとの理念に基づいた「地域生活支援」を充実し、計画的に病院や施設の入所者を少なくしている。しかし、日本では世界に例を見ないほど精神病院の入院患者が多く（約三十四万人）そのうちの約半数が五年以上の長期入院者だ。なぜこのような現象が起きているのだろうか。まず、精神疾患と障がいに対する誤解と偏見という社会的な障壁がある。次に、病状が安定し、入院治療の必要がないにもかかわらず地域の受け皿がなく入院を余儀なくされている。

障がい者が病院や施設でなく、地域の中で当たり前に暮らせるように、福祉サービスが支援しなければならない。私たちは昨年、泉崎村に「生活支援センター」の運営を始めた。目指すところは、回復の途上にある精神障がいを持つ方の、一人一人の能力と三つ目の「心の温泉『こころん』」

くらいている。しかし、日本では世界に例を見ないほど精神病院の入院患者が多く（約三十四万人）そのうちの約半数が五年以上の長期入院者だ。なぜこのような現象が起きているのだろうか。まず、精神疾患と障がいに対する誤解と偏見という社会的な障壁がある。次に、病状が安定し、入院治療の必要がないにもかかわらず地域の受け皿がなく入院を余儀なくされている。

障がい者が病院や施設でなく、地域の中で当たり前に暮らせるように、福祉サービスが支援しなければならない。私たちは昨年、泉崎村に「生活支援センター」の運営を始めた。目指すところは、回復の途上にある精神障がいを持つ方の、一人一人の能力と三つ目の「心の温泉『こころん』」

ーズに応じて、足りないところをサポートしながら地域での生活を可能とし社会参加を図ろうとするものだ。

利用者からはこんな声が寄せられている。「仲間と話し合える」「自分の存在が認められる」「一心が安定する」など。共に助け合い、あせらずに自立したいとの、心の内が伝わってくる。特に「心の温泉」みたいな所ですね」が印象的だ。

障がいを持っていても、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるべきだ。すべての人が地域で安心して生活できる社会こそが、真の「豊かな社会」である。「こころん」では、医療、福祉、企業、行政との連携、そして地域社会と手を携えながら、「心と心のつながり」を大切にしている。「活動の輪」が点から面へ一ゆっくりだが、着実に広がっている。地域交流事業として、九月十一日に「第一回こころんまつり」を開催します。模擬店、バザー、コンサートなど楽しいイベントを用意していますので、ぜひ超しください。「こころん」の連絡先は、電話0248-54-1115です。（泉石町・生活支援センター「こころん」監事）

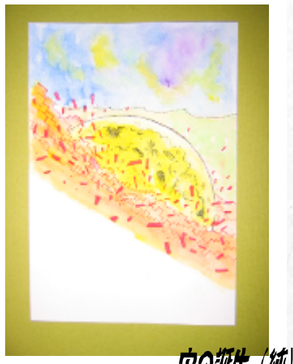

富の誕生（純）

精神障がい者居宅介護等事業

ＮＰＯ法人こころんでは、精神障がいを持つ人のご家庭にホームヘルパーを派遣して食事、身体の清潔保持等の介助や日常生活に必要なサービスを提供して精神障がい者の在宅生活をサポートする事業を始めます。

事業の内容

○　こころんで実施する事業は、利用者が適切な日常生活を営むことができるよう、利用者のご家庭にホームヘルパーを派遣し必要な支援や、援助をすることによって、精神障がい者の自立と社会参加を促進するものです。

○　事業の実施にあたっては、関係市町村、保健所、地域の保健福祉医療機関と連携を図り、利用者の必要に応じて総合的なサービスが提供できるよう努めていきます。

利用できる方

精神障がいにより日常生活の支援が必要な方で、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人、又は障がい年金を受けている人。

利用料金

前年度の収入に応じて１時間０円から９５０円

相談及び申し込み先

白河市社会福祉課	TEL　0248-22-1111（内線 2174）
泉崎村保健福祉課	TEL　0248-54-1333
生活支援センターこころん	TEL（0248）54－1115
	FAX（0248）53－3063

＊　サービス利用に際しては、かかりつけの医師にも十分ご相談ください。